◆◇介護保険住宅改修および特定福祉用具購入の手続きについて◇◆

【介護保険制度における住宅改修（上限額20万円）・福祉用具購入（上限額10万円）についての手順】

住宅改修・福祉用具購入を希望

富谷市に登録している事業者

受領委任払い方式

被保険者が費用の1割（2割または3割）を登録事業者へ支払い、申請後、市が費用の9割（8割または7割）を登録事業者へ支払う

富谷市に登録していない事業者

償還払い方式

被保険者が費用の全額を事業者へ支払い、申請後、市が費用の9割（8割または7割）を被保険者へ支給する

事　前　相　談

◆◇必要書類◇◆

共通提出：事前相談票、見積書、ケアプラン、受領委任払い事前承認申請書（受領委任払いの場合）

住宅改修　　：理由書、内訳書、平面図、改修箇所の写真（日付入り）、承諾書（住宅所有者が異なる場合）

福祉用具購入：カタログの写し

事　前　審　査

適否の確認（受給資格、住宅改修・福祉用具購入申請歴、身体状況等と改修（購入）内容の整合性ほか）

工　事　施　行　ま　た　は　福　祉　用　具　購　入

被保険者が費用の1割（2割または3割）を支払う

受領委任払いの事後申請

・住宅改修費等支給申請書（受領委任払い用）
・領収書の原本（被保険者負担分）
・施工後の写真（日付入り）※住宅改修の場合のみ

被保険者が費用の全額を支払う

償還払いの事後申請

・住宅改修（特定福祉用具購入）費支給申請書
・領収書の原本
・施工後の写真（日付入り）※住宅改修の場合

審　査

給付データを国保連合会へ伝送し、給付額を確定（事後申請月の月末）

支給決定及び振込

市から登録事業者へ費用の9割（8割または7割）を指定口座に振込み（事後申請月の翌々月末）

支給決定及び振込

市から被保険者へ費用の9割（8割または7割）を指定口座に振込み（事後申請月の翌々月末）